

会議の目的・役割等について

1 設置する目的

平成28年10月策定の区政改革計画に基づき、保護者が安心して保育サービスを利用できるようにするため。

2 検討する内容

- (1) 区内の認可保育事業等の運営状況を評価し「見える化」する仕組みづくり
- (2) 保育サービスの利用者の相談や意見・要望に応じる仕組みづくり
- (3) その他、保育サービスに関すること

3 委員の構成

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 保育事業運営事業者 4人以内
- (3) 区内の認可保育事業等を利用する保護者 4人以内
 - ・検討会議に、会長および副会長を置く。
 - ・会長は、検討会議を主宰し、会務を総理する。
 - ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員の任期

検討会議の委員の任期は、委嘱の日から、平成31年3月末日までとする。

5 会議の招集等

- ・検討会議は、会長が招集し、その議長となる。
- ・検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- ・検討会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長（会長）の決するところによる。
- ・会長は、必要に応じて、検討会議に関係のある者に、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

6 会議の開催

2か月に1回程度の開催とする。